

**推進体制**

本学のEMSを運営するための体制は以下のとおりです。  
 (1) 最高経営層（総長）を補佐する経営層（担当理事）を置いています。

(2) 総長は環境管理責任者を任命し、EMSの確立・実施・維持のための役割・権限・責任を付与します。

(3) 総長は地球環境委員会を召集し、環境方針や運営組織など全学的な問題を審議します。

(4) キャンパス毎に市ヶ谷環境委員会・多摩環境委員会を設け、各キャンパスの市ヶ谷環境委員会・多摩環境委員会を各委員会のもとに7つの専門部会を併用しています。専門部会長については、環境教育部会長は教員の中から任命されています。その他は関連部局の管理職が充てられています。

(5) 各キャンパスの環境委員会には、専門部会長、学部長ら選出されたEMS委員などが参加しています。

(6) 専門部会には事務職員（市ヶ谷・多摩）がエコ委員として所属しています。

(7) EMS全般の事務局は法政大学環境センターが統括しています。

ISO14001規格（4.4.1資源、役割、責任及び権限）では以下のとおり規定しています。

「経営層は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善するために不可欠な資源を確実に利用できるようにすること。資源には、人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術、並びに資金を含む。効果的な環境マネジメントを実施するために、役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、周知すること。組織のトップマネジメントは、特定の管理責任者（複数も可）を任命すること。その管理責任者は、次の事項に関する定められた役割、責任及び権限を、他の責任にかかわらずもつこと。

a) この規格の要求事項に従って、環境マネジメントシステムが確立され、実施され、維持されることを確実にすること。  
 b) 改善のための提案を含め、レビューのために、トップマネジメントに対し環境マネジメントシステムのパフォーマンスを報告する。」

**3 省資源の推進に関する事項（環境方針2）**

区分	No.	05年度環境目標	実施部局	責任者：省資源部会長
市ヶ谷キャンパスのコピー・リソ・OA用品の低資源消費量の削減を図る。また、上記以外の大学発行動の削減を図る。	3-1	2004年度の基準値設定方法（2003年度実績）に基づく削減の妥当性への疑問、事業の刷新期間や紙の管理方式の変更等に併し、2004年度使用実績を基準値とする。その基準値を基に2%の削減目標を立てる。	事務部が統括 市ヶ谷キャンパスの事務組織が取り組み	
	3-2	市ヶ谷キャンパスの大学発行動の他媒体化を促進し実践例を公開・周知する。		

**4 省エネルギーに関する事項（環境方針2）**

区分	No.	05年度環境目標	実施部局	責任者：省エネルギー部会長
市ヶ谷キャンパスのエネルギー使用量（電気・ガス・重油）について、基準値（2003年度実績）をベースに建物延床面積をもとに、2004年度から2006年度までの3ヶ年で累積2%を削減する。	4	市ヶ谷キャンパスのエネルギー使用量（電気・ガス・重油）について、基準使用量の1.0%削減	施設部が統括 市ヶ谷キャンパスの事務組織が取り組み	

**5 グリーン購入の推進に関する事項（環境方針2）**

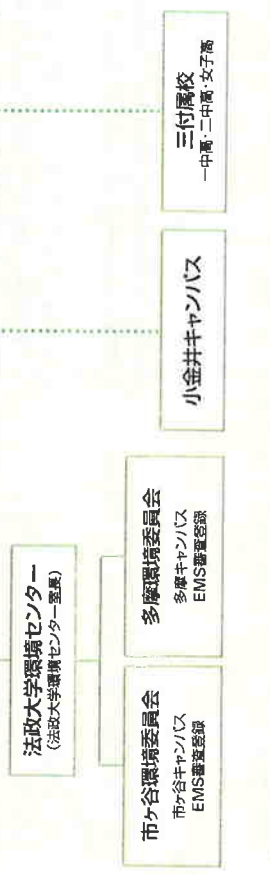
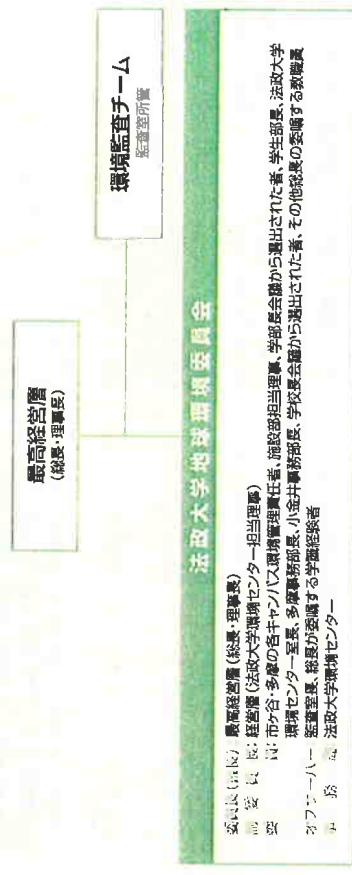
区分	No.	05年度環境目標	実施部局	責任者：グリーン購入部会長
印刷物について、古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を採入する。	5-1	学内外印刷について、古紙配合率100%、白色度70%の再生紙の使用状況を調査する。	施設部・経理部・グリーン購入部会が統括 市ヶ谷キャンパスの事務組織が取り組み	
「グリーン購入ガイドブック」と環境省冊子「環境省冊子「環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて更新する。	5-2	04年度に引き続き、「グリーン購入ガイドブック」と環境省冊子「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づいて更新する。購入状況を調査し、公表する。	同上	
学内でのグリーン購入を推進する。	5-3	消耗品について、グリーン商品の購入比率を消耗品費執行額に対し35%とする。	市ヶ谷キャンパスの事務組織が取り組み	

**6 廃棄物の抑制と再資源化の推進に関する事項（環境方針2）**

区分	No.	05年度環境目標	実施部局	責任者：ゼロエミッション部会長
市ヶ谷キャンパスから排出される一般廃棄物排出量（学生一人あたりの排出量）について、基準値（2004年度）をベースに推定学生数を考慮し2005年度と2006年度の2年間で累積2%を削減する。	6	市ヶ谷キャンパスから排出される一般廃棄物排出量（学生一人あたりの排出量）について、推定排出量の1%を削減	事務室が統括 市ヶ谷キャンパスの全事務組織が取り組み	

**7 環境関連情報発信の推進に関する事項（環境方針4・7）**

区分	No.	05年度環境目標	実施部局	責任者：環境管理部会長
環境データ情報の公開	7-1	環境センターが統括 各専門部会が取り組み	環境センターが統括 環境センター、国際交流センターが取り組み	
環境情報の充実	7-2	環境意識・方針などの外国語表記（中国語）		



## 内部監査 Check

ISO14001 (4.5.5 内部監査) では以下のおおりに定めています。

組織は、次の事項を行つたために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムの内部監査を確実に実施すること。

a) 組織の環境マネジメントシステムについて次の事項を決定する。

- 1) この規格の要求事項を含めて、組織の環境マネジメントの目的のために計画された取決め事項に適合しているかどうか。
- 2) 適切に実施されており、維持されているかどうか。
- b) 監査の結果に関する情報を経営層に提供する。監査プログラムは、当該運用の環境上の重要性及び前回までの監査の結果を考慮に入れて、組織によって計画され、策定され、実施され、維持されること。

次の事項に対処する監査手順を確立し、実施し、維持すること。

- 一 監査の計画及び実施、結果の報告、並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び要求事項
- 一 監査基準、適用範囲、頻度及び方法の決定
- 一 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保すること。

以下に2005年度に実施した内部監査の概要と結果を掲げます。

### 1. 概要

毎年度7月に多摩キャンパス、2月下旬に市ヶ谷キャンパスにおいて「(内部) 環境監査」を実施しています。環境監査は、各キャンパスにおけるすべての教育・事務組織(部門)が対象となっており、3年毎のEMS更新審査までに全部門が一度は受けることになっています。

監査を行う人(環境監査員)は、本学の教職員のうちEMS研修が行う環境監査員養成研修(2日間または5日間コース)を修了して入った人から教員を選任し、総長が委嘱します。これに加えて本学には大学院環境マネジメント研究科・政策科学研究科や人明環境学部をはじめ環境分野について研究する大学院・学部があり、学生にも監査に参加する機会が提供されていることが特徴です。また、オプザバーバーとして学生に環境監査の実際を見学してもらい、環境監査制度の理解を深めてもらうことも同時に行っています。

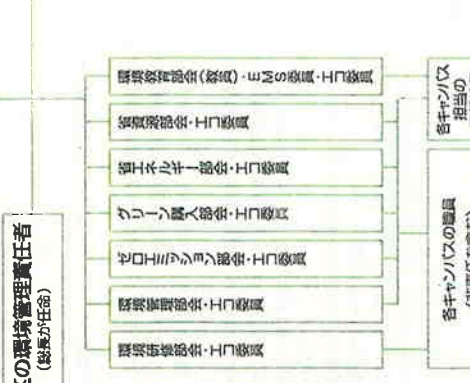
監査の主管部署は監査室であり、監査の結果に関する情報は最高経営層である総長に報告されます。「不適合」事項(改善を要する事項)があれば、直ちに是正処置をとらなければなりません。さらに毎年実施される第三者審査機関によるEMS審査においても、その結果を報告することになっています。

## 各地区の環境委員会

委員長 各地区の環境管理責任者  
副委員長 法政大学環境センター室長  
委員 各専門部会長、各地区の教代会から選出された者(EMS委員)、関係事務部局の管理職、総務の任命する教職員  
事務局 法政大学環境センター



## 法政大学環境センター (法政大学環境センター室長)



項を自覚させるための手順を確立し、実施し、維持すること。

- a) 環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性
- b) 自身の仕事に伴う著しい環境側面及び関係する顕在又は潜在的な環境影響、並びに各人の作業改善による環境上の利益
- c) 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任

d) 規定された手順から逸脱した際に予想される結果と定められており、法政大学では以下の研修を実施しています。

- ◎EMS内部監査員養成講座 (2005年6-8月)
- ◎管理研修 (2005年10月)
- ◎部門別研修 (2005年11月)
- ◎新入職員研修 (2005年11月)
- ◎口衛消防訓練 (2005年12月)
- ◎緊急事態対応訓練 (2006年3月)
- ◎各教団会 (2005年7月)

環境マネジメントシステムの実施にあたっては、全構成員が関する知識を一定レベル維持していることが求められます。

研修の対象者は構成員全員であり、それぞれが環境マネジメントシステムにおける役割・権限・責任等に関する一定の認識を持ってもらうため、様々な研修を提供します。同様に、学生や関連会社など構成員の人たちにも理解を深めてもらうため情報発信を行っています。

ISO14001 (4.4.2 力量、教育訓練及び自覚) では、組織は、組織によって特定された著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を組織で実施する又は組織のために実施するすべての人が、適切な教育、訓練又は経験に基づき力量をもつことを確実にすること。また、これに伴う記録を保持すること。

組織は、その環境側面及び環境マネジメントシステムに伴う教育訓練のニーズを明確にすること。組織は、そのようなニーズを満たすために、教育訓練を提供するか、又はその他の処置をとること。また、これに伴う記録を保持すること。組織は、組織で働く又は組織のために働く人々に次の事

2. 2005年度内部監査実施状況  
(1) 多摩地区定期環境監査  
法政大学はグリーン・ユニバーシティを旨として、環境マネジメントシステムを全学に広げようとする計画のもと2004年度多摩キャンパスにサイト拡大をしました。

2005年度の環境監査は6月30日(木)～7月1日(金)の2日間、9名の監査員により実施しました。監査の結果、多摩の自然を有益な環境影響として抽出したこと、ISO14001カードを作成し、配付したことなどの有益な環境評価がなされた一方、関連会社社員に関して、教育・訓練とコミュニケーションの手続きを本格的に見直す必要があること、子会社を準備成員から構成員にすること、前回監査指摘事項の是正が未完了のケースが見られたこと等々から、システムの見直しが必要である等の総合評価がありました。

個別の監査結果を見ますと軽微な不適合(システムや手順に若干の欠落)があり、システム失手順が機能しなくなるおそれがある場合)が9件、改善・注記(不適合ではないが、見直し改善を要する事項)が9件、推奨(不適合ではないが、期待される望ましい事項)に関しては、準備成員や関連会社社員に十分な教育・訓練が行われるような手順の見直しが必要であること、リコメント)が12件ありましたが、重大な不適合は昨年度に引き継ぎありませんでした。

(2) 市ヶ谷地区定期環境監査  
市ヶ谷地区は2001年10月にキャンパス全体にサイト拡大の登録が承認されています。

2005年度の市ヶ谷地区定期監査は、2006年2月27日～28日の2日間、8名の監査員により実施予定です。以下には昨年度(2004年度)の監査実施状況を報告します。

教職員にEMSの意識が浸透しつつあるが、「紙、ゴミ、電気」を中心とした目的・目標には限界が感じられつつあるので、教育研究活動を中心とした目的・目標に重点を移し、システムを再構築すべき時期にきていると考えられること、構成員、準備成員に対する教育・訓練実施体制の抜本的見直しの必要があることなどの総合評価がありました。

個別の監査結果をみますと、軽微な不適合が5件、改善・注記が11件、推奨が4件ありましたが重大な不適合は昨年度に引き継ぎありませんでした。



## コンプライアンス Check

大学の事業活動は様々な法律や条例により規制されています。当然のことながらEMSではこれらの法規制等をきちんと把握し順守すること（コンプライアンス）を確実にしておくことが求められています。また法規制等の登録情報を維持しておくことも必要です。

ISO14001規格（4.3.2 法的及びその他の要求事項）では、組織は、次の事項にかかわる手順を確立し、実施し、維持すること。

- 組織の環境側面に関係して適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、参照する
- これらの要求事項を組織の環境側面にどのように適用するかを決定する

組織は、その環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、これらの適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項を特定し、参照する

## マネジメントレビュー Act

1年間のEMS活動全般を通じての反省点や問題点を確認し、改善に向けてシステムの「マネジメントレビュー」を行います。経営層である担当理事がグリーン・キャンパス創造計画の実施状況、環境パフォーマンス評価結果、環境監査の結果などを参考に、環境方針の修正の必要性を含めて検討しています。

見直し自体は経営層が行うものですが、この評価を適切に実施できるように、経営層に対して必要な情報が確実にインプットされなければなりません。そのためには、日ごろから問題点や課題を整理しておくことが重要です。

ISO14001規格（4.6 マネジメントレビュー）では、以下のよう

に規定されています。トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムが、引き継ぎ適切で、妥当で、かつ、有効であることを確保するために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムをレビューすること。

レビューは、環境方針、並びに環境目的及び目標を含む環境マネジメントシステムの改善の機会及び必要性の必要性の評価を含むこと。マネジメントレビューの記録は、保持されること。

マネジメントレビューへのインプットは、次の事項を含むこと。

- 内部監査の結果、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守評価の結果
- 苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーション
- 組織の環境パフォーマンス
- 目的及び目標が達成されている程度
- 是正処置及び予防処置の状況
- 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ

組織が同意するその他の要求事項を確実に考慮に入れること。

4.5.2（順守評価）では、4.5.2.1 順守に対するコメントと整合して、組織は、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための手順を確立し、実施し、維持すること。

組織は、定期的な評価の結果の記録を保持すること。

4.5.2.2 組織は、自らが同意するその他の要求事項の順守を評価すること。組織は、この評価を4.5.2.1にある法的要求事項の順守評価に組み込み、別の手順を確立してよい。

組織は、定期的な評価の結果の記録を保持することと定められています。大学では、定期的に法規制等に關する情報を更新し、その法令等を順守しているかの確認（順守評価）を毎年行い、コンプライアンスを担保しています。

g) 環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況

h) 改善のための提案  
マネジメントレビューからは、継続的改善へのコメントメントと首尾一貫させて、環境方針、目的、目標及びその他の環境マネジメントシステムの要素へ加え得る変更に関係する、あらゆる決定及び処置を含むこと。

2005年度に向けたマネジメントレビューでは、以下のようなレビューを行いました。

- 環境マネジメントシステムは適切で、妥当で、かつ有効であり、環境方針の変更の必要性はない。
- 新規事業あるいは変更された活動などを考慮して、目的・目標の変更の必要性について検討する。
- 環境マネジメントシステムは順守に機能しているが、ISO14001の2004年版規格への定着を確実に実施する。
- 多摩キャンパスでのEMS運用が確実に実施可能となるよう、統括事務局である法政大学環境センターの体制を強化する方向を検討する。
- 多摩キャンパスへのサイト拡大に伴い、単一のEMSのもとで、各キャンパスでEMSを運営する枠組みを強化すること。
- 2005年度において、2006年度の小金井キャンパスへのシステム拡大計画を再確認し早期に着手する。
- 2005年度において、環境分野に関する研究の推進のあり方について検討する。
- 緑化事業を始めキャンパスの環境整備に關して、環境問題の一端として学生・教職員を巻きこむくみ創りを検討し積極的に取り組む。

## 活動に参加して（市ヶ谷・多摩環境委員会専門部会）

### 環境教育部長・人間環境学部教授 田中 勉

環境教育部長の任務は、大別して次の二つです。ひとつは、教育研究機関としての大学は環境について学ぶ機会を学生・教職員として広く社会に提供することが求められることから、「環境問題」をテーマにした講演会やセミナー、シンポジウムなどを開催しています。もうひとつは、学生が自主的に行う活動を側面から支援しキャンパスおよび活動地域の環境改善に資することにあります。

2005年度の活動について報告します。

### 講演会と国際シンポジウムを開催しました

講演会（屋上緑化完成記念イベント）

5月24日 ホアノナード・タワー25階 会議室

テーマ：「屋上緑化の現状と将来」

講師：NPO法人屋上緑化研究会  
常務理事 野溝智彦氏

国際シンポジウム（東京コロシアム2005）

2005年6月10日 ホアノナード・タワー26階

テーマ：「持続可能性と教育」

講師：フランク・ヨゼフ・ラウデル・マルツヘル（ウルム大学、ローマクラブ会員）、ハインツ・グッチェル（チューリッヒ大学）、柳沢幸雄（東京大学大学院教授）、小泉英明（日立製作所役員 特選フェロー）、社会技術研究システム、科学技術振興機構

国際シンポジウム「東京コロシアム2005」は、スイス政府の「持続可能な開発のための教育の10年」と「自然の豊か」をテーマとした要知万博出版に伴い、スイス連邦工科大学チューリッヒ校、東京大学、法政大学及び国際連合大学が主催しました。

平林千枝総長による歓迎の挨拶に続き、「持続可能性と教育」をテーマに国内外4人の専門家による講演の後、ハネル・デイスカッション「持続可能性の分野での大学の役割」が行われました。スイス連邦工科大学チューリッヒ校教授、東京大学総長等とともに本学の永井連帯事務部長がハネリストとして参加し各大学における環境教育の特色と展望について報告を行いました。またハネル・デイスカッション「将来への意見」-将来のリーダーからの展望」では、大学生による環境教育



屋上緑化が完成。名称を決定しました。発案だった市ヶ谷キャンパスの校舎屋上に芝生や草花の庭園が現れ、小さな池にはメダカが泳いでいます。

この屋上緑化は「キャンパスにもっと緑を」という学生からの提案が市ヶ谷環境委員会に寄せられたことでスタートしました。環境教育部会では「屋上緑化プロジェクト」を設置、昨年4月に「学生スタッフ」を募集、本格的な計画づくりを始めました。学生スタッフが中心となり見学会やプランづくりのスタッフミーティングを重ねて、最終設計図を作成させました。工事は2005年3月に行われ、植栽工事には学生スタッフも参加し、屋上は思いの場一新されました。その後名称を募集し、58年度の屋上は「グリーン・ガーデン」、ホアノナード・タワー4階は「グリーン・テラス」と名付けられました。

